

納税等状況報告

(平成24年5月31日現在)

流山市議会議員政治倫理条例第5条第2項の規定に基づき納税等状況の要旨を公表します。

議員名	市民税 / 県民税	軽自動車税	固定資産税 / 都市計画税	国民健康保険料	介護保険料	水道料金	下水道料金
菅野 浩 考	○	—	—	○	—	○	○
植田 和 子	○	○	—	○	—	○	○
笠原 久 恵	○	—	—	—	—	—	—
加藤 啓 子	○	—	○	—	—	—	—
斉藤 真 理	○	—	—	—	—	—	—
阿部 治 正	○	○	—	○	—	—	—
中村 彰 男	○	○	○	—	—	—	—
楠山 栄 子	○	—	—	○	—	—	—
西川 誠 之	○	—	○	○	○	○	—
森 亮 二	○	—	—	—	—	—	—
松田 浩 三	○	○	○	○	—	○	○
徳増 記代子	○	—	—	○	—	○	—
酒井 睦 夫	○	—	○	—	○	○	—
宮田 一 成	○	○	○	—	—	○	○
藤井 俊 行	○	—	○	○	—	○	○
中川 弘	○	○	○	—	—	○	○
海老原 功 一	○	—	○	—	—	—	—
山崎 専 司	○	—	○	—	—	○	○
根本 守	○	—	—	○	—	○	○
小田桐 仙	○	○	○	○	—	○	○
松野 豊	○	○	—	○	—	○	○
松尾 澄 子	○	—	—	—	—	—	—
青野 直	○	—	○	○	○	○	○
乾 紳一郎	○	○	—	○	—	○	○
秋間 高 義	○	—	○	○	—	○	○
伊藤 實	○	—	○	—	○	○	—
田中 人 実	○	○	○	—	—	○	○
坂巻 忠 志	○	○	○	—	—	○	—

《表示例》

対象者：前年1年間を通じて議員であったもの

○当該年度に納付すべき額が、すべて納付されている場合（市・県民税の項目は、非課税を含む。）

△当該年度に納付すべき額の一部が、納付されている場合

×当該年度に納付すべき額が、まったく納付されていない場合

—納税等状況報告の対象外

（注1）介護保険料については、介護保険法第129条2項の規程に該当する者を対象とした。

（注2）納入義務がない事実上の納入分については、報告対象外とした。